

まちだししょう しゃさべつ
町田市障がい者差別をなくし

だれ い しゃかい じょうれい
誰もがともに生きる社会づくり条例

ばん
～わかりやすい版～

じょうれい
「条例」とは、まちに住むみんなが安心して暮らせるよう
に、市が決めた町田市のルールのことです。

ほん まちだししょう しゃさべつ だれ
この本では、「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに
生きる社会づくり条例」を、わかりやすく説明しています。



まちだししょう しゃさべつ かいしょう けん
町田市 障がい者差別解消犬

「ノンバリー」

イラスト ikeko

じょうれい
この条例は、

ねん れいわ ねん がつ にち
2024年（令和6年）10月1日からはじまります。



（音声コードUni-Voice）



「障^{しょう}がい者^{しゃ}差別^{さべつ}」って何^{なん}だろう？

つぎ しょう しゃ さ べ つ
次の2つが障^{しょう}がい者^{しゃ}差別^{さべつ}にあたります。

ふ と う さ べ つ て き と り あ つ か 「不当^{ふとう}な差別^{さべつ}的^{てき}取^と扱^あい^か」を^をする^{こと}こと

しょう しょう ひ と こ と わ
障^{しょう}がいがあるということだけで、障^{しょう}がいがある人^{ひと}はだめですと断^{ことわ}った
り、障^{しょう}がい者^{しゃ}だけあ^あとまわ^{まわ}しにするなど、障^{しょう}がいがない人^{ひと}とは違^{ちが}う扱^あい
を^をする^{こと}を「不当^{ふとう}な差別^{さべつ}的^{てき}取^と扱^あい^か」とい^いい差別^{さべつ}にあたります。

ご う り て き は い り よ 「合理的^{ごうりてき}な配^{はい}慮^{りよ}」を^をしない^{こと}こと

しょう しゃ せい かつ と き お ず か つ か ば し ょ
障^{しょう}がい者^{しゃ}は、生^{せい}活^{かつ}をする^を時^{とき}に難^{なん}しいル^るール^ーや使^{つか}い^いに^にく^くい場^ば所^{しょ}などが
あり、困^{こま}ることがあります。これ^こを障^{しょう}害^{がい}の^のか^かべ^べ（バ^バリ^リア）と^と呼^よびま^ます。
しょう がい せい かつ お ず か ご う り て き は い り よ
障^{しょう}害^{がい}の^のか^かべ^べが^があ^ある^ると生^{せい}活^{かつ}が^が難^{なん}しく^くな^なります。合^ご理^う的^りな^な配^{はい}慮^{りよ}と^とは、そ^その^のか
べ^べを^をな^なく^くす^すた^ため^めに何^{なん}が^がで^でき^きる^るか^かを^を考^{かん}え^えて^て行^{こう}動^{どう}する^する^{こと}で、障^{しょう}がい者^{しゃ}が
こま しょう しゃ い と き む り
困^{こま}っ^てい^たり、「こ^こう^うし^して^てほ^ほしい」と障^{しょう}がい者^{しゃ}が^が言^いった^{とき}に^には、無^む理^りの^のな
いは^いは^はん^んい^いでそ^その^のか^かべ^べを^をな^なく^くす^すこ^こと^とです。



条例 キーワード2

だれ い しゃかい なん
「誰もがともに生きる社会」って何だろう？

なかよ く きょうせいしゃかい め ざ
みんなが仲良く暮らせる「共生社会」を目指します。

こ おとな だんじょかんけい しょう ひと ひと
子どもから大人まで男女関係なく障がいがある人もない人も、みんなが
たす じぶん す ばしょ じぶん たの く
助けあいながら、自分が好きな場所で、自分らしく楽しく暮らすことが
できるまち「共生社会」を目指します。



じょうれいぜんぶ か 条例全部をわかりやすく書いたもの

じょうれい ぜんぶん だい じょう だい じょう つく
この条例は「前文」と第1条から第16条までのルールで作られています。

ぜんぶん 前文（はじめに）

じょうれい よ じょうれい りゆう たいせつ かんが かた か
この条例を読むにあたり、条例をつくることになった理由や大切な考え方を書いています。

ひと
人はみんな、しょうがいのある人もない人も大切な一人の人として認められ、じぶん せいかつ けんり
れ、自分らしく生活する権利があります。

しょう しゃ ばしょ しょう ひと
しかししょうがい者は、いろいろな場所へでかけてもしょうがいがない人とは
あつか こうへい
ちがう扱いや公平ではないことをされてきました。

わたし く まちだし しょう しゃ がっこう
私たちの暮らしている町田市には、おおぜいのしょうがい者が学校にかよっ
しごと せいかつ しょう しゃ かぞく
たり仕事をして生活しています。しかし、しょうがい者や家族にとっては、
みせ か でんしゃ いどう びょういん しやくしょ て
お店での買い物やバスや電車での移動、病院や市役所の手つづきなど
で、まだまだたくさんの使いにくさがあります。しょうがい者の人たちが使
いかん かんが つか
いにくいと感じることを考えて、それぞれのルールをかえて使いやすく
しなればいけません。しやくしょ かいしゃ みせ
市役所も会社やお店もみんなも、みんなでだれ
たの く たいせつ
でも楽しく暮らせるまちをつくるのが大切です。

まちだし く ひとり しょう
町田市に暮らしているみんなが、一人ひとりをみとめあって、しょう
ひと ひと あんしん せいかつ
がある人もない人もみんなが安心していっしょに生活できるまちにする
ために、このじょうれい
ために、この条例をつくりました。



第1条 目的（条例を作って目指すこと）

この条例は、障がい者への不公平をなくするための大切なルールです。
市役所と会社やお店、市に住んでいるみんながやらなくてはいけないこ
とや、障がい者の役割をみんなが理解できるようにします。差別をなく
するための取り組みについて決めて、障がいがある人もない人もみんなが
安心していっしょに暮らせる「共生社会」を作ることが目的とします。

コラム どうして条例をつくったの？

これまで、障がい者はかわいそうな人、特べつな人と思われて、まちがっ
たイメージがつくられてきました。

車いすでは、階段や段差があって行きたいお店に入れなかったり、バ
スやタクシーにのせてもらえないなど、障がいがない人とはちがうたく
さんの不公平がありました。障害となっていることは、使えない人がい
ることを考えていないことや、障がい者に対するまちがった考えかたな
んだと障がい者は言ってきました。

世界では、障がい者のけんりと自由をまもる条約（世界共通のルール）
ができて日本も法律（日本共通のルール）をつくりました。障がい者へ
の理解は今でもじゅうぶんではないため、不便を感じて暮らしている多
くの障がい者がいます。

町田市は、障がい者への不公平をなくするために、たくさんの人たちか
ら意見を聞いて、市のルールをつくりました。



第2条 定義（条例で使われる言葉の紹介）

「障がい者」

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心や体
による障がいのある人をいいます。

障害者手ちょうを持っていなくても、心や体がうまく働かなくて生活
にとても苦勞をしている人で障がい者となる人もいます。

市がつかう「障害」ということばを「人」について使うばあいは「障がい」
と書いています。

「社会的障へき」

障がい者が使うことを考えていない建物や道路、障がいがない人にあ
わせて決められたルールなどによって、障がいがある人には使いにくい
ことを社会のかべ（バリア）といいます。

「障害の社会モデル」

障がい者が困っているのは、社会のルールや決まりが原因という考え
方です。障がい者でも使いやすいように、みんなでルールや決め事を
見直していくことが大切です。



第3条 基本理念（大事な考えかた）



しょう しゃ じんけん まも
障がい者の人権を守る

どこでどのように暮らすかは、しょうがい

しゃじしん き たいせつ
者自身が決めることを大切にします。

しゃかい ばしょ
社会のなかでいろいろな場所にでかけ

ていき、じぶん
自分がしたいことができるよ
うにします。

しょう しょう しゃ し
障がいや障がい者のことを知って

と く
もらう取り組みをする

しょう りかい
障がいのことをきちんと理解していな

ふこうへい あつか
いと、不公平に扱ってしまったり、

さべつ
差別がおこりやすくなります。きちん

しょう しょう しゃ
と障がいや障がい者のことをみんな

し
に知ってもらいます。

さべつ
差別をなくすために

1 2
3 4

たいせつ
大切なこと

し じぎょうしゃ かいしゃ みせ し じん
市・事業者（会社やお店）・市民は

じぶん
それぞれに自分にできることをする

しょう しゃひとり
障がい者一人ひとりにそれぞれちが

こま りかい
う困りごとがあることを理解して、

じぶん しょう
自分にできることをみつけ、障がい

しゃ てだす あ まえ
者の手助けが当たり前にしていきます。

きょうりよく しょう しゃさべつ
みんなで協力して障がい者差別か

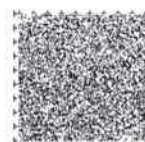
と く きょうせいしゃかい
いしょうに取り組み共生社会をつく

っていく

しょう ひと ひと
障がいがある人もない人もおたがい

はな きょうりよく
に話しあって、協力しながら

ふこうへい
不公平のないまちになるようにします。



第4条 市の責務（市役所がすること）

市役所は、障がい者の差別をなくすために、次のようなことをします。

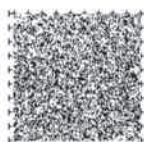
- 障がい者の差別をなくすために必要なことを、広報誌やホームページ、パンフレット、ポスターなどで市民のみなさんに伝えていきます。
- 町田市に暮らす人やはたらく人に対して、障がい者がどのようなことに困っているかを伝えたり、市役所ではたらく人に障がいについての、勉強会などをおこなって、たたく障がいのことを伝えます。



第5条 事業者の責務（会社やお店がすること）

会社やお店は、障がい者がどのようなことで困っているかを自分たちで見なおしながら、障がい者が利用しやすくしていくことを考えます。

- 障がい者が困っていたり話しかけられたら、その方の困っていることをなくすために、できることを考えて行わなければいけません。
- 会社やお店ではたらく人たちは、障がい者への理解をふかめたり、市役所のする障がい者差別をなくす取り組みに協力するようにします。



第6条 市民等の責務（市民がすること）



- 市民は、障がい者がどのようなことで困っているのか、障害のかべになっているかを正しく理解するようにします。
- 市民は、市役所や会社やお店といっしょに障がい者の差別をなくしていきます。

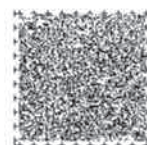
第7条 障がい者等の役割（障がい者がすること）

障がい者は、どのようなことで困っているのか、障害のかべになっているのかを、自分から話して伝え、相手といっしょにできることを考えることが大事な役わりです。



みんながすること

- 障がい者が困っていたら声をかけましょう。
- 障がい者の差別をなくすための市の取り組みを、いっしょにおこないましょう。



障害のかべ（バリア）ってどんなものがあるの？

わたし 私たちのまわりにはいろいろなバリアがあります。

①物理的なバリア（利用しにくいせつ、せつびなど）

- くるま ・ 車いすではとおれないせまい通路や手のとどかない押しボタン、入り口の段差など

②制度的なバリア（利用しにくいルールや決まりごと）

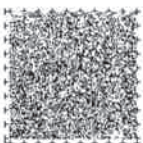
- かいけん ・ 介助犬をつれていると、お店に入れない

③文化・情報面でのバリア（知りたいことが伝わらない）

- でんわ ・ 電話を使えない耳の不自由な人に電話ばんごうしか教えない

④意識のバリア（障がい者への思いこみ）

- しょうがい者 ・ 障がい者に対する無関心や障がいへのまちがった思いこみ



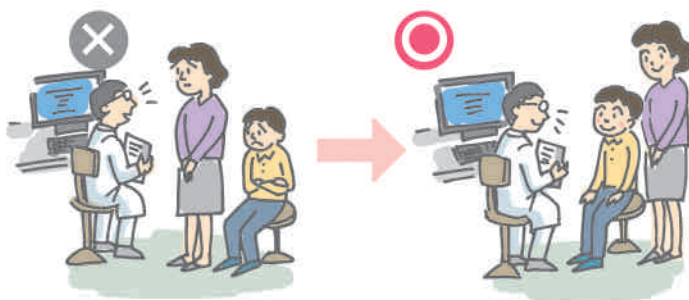
第8条 不当な差別的取扱いの禁止

(障がい者にしてはいけないこと)



どんな人でも、障がい者にしてはいけないことがあります。障がい者に、障がいがない人とはちがう扱いをする（区別）、障がい者の話を聞かない（排除）、障がいがあることを理由に利用できる場所や時間を決める（制限）など、障がいがない人とちがうことをしてはいけません。

障がいのある本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける



(例えば)

- 障がいがあることを理由にして、受付をことわったり、順番をあとまわしにする。
- 障がいがあることを理由にして、タクシーやバスに乗車をさせない。
- 障がい者本人をむしして、家族や支えんするつきそいの人だけに話しかける。
- 身体障がい者ほじょ犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をつれているのでお店に入れない。

補助犬
(盲導犬、介助犬、聴導犬)
が一緒だと入店を拒否する



第9条 合理的な配慮

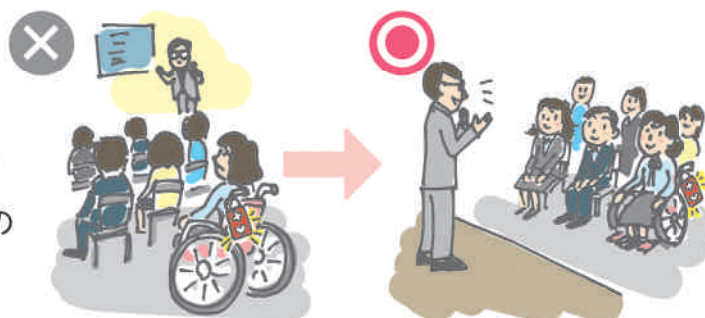
(みんなでいっしょにバリアをなくすこと)

障がい者から困っていること（バリア）をなくすために、「こうしてほしい」と言われたら、その困っていることをなくすために行動しなければなりません。

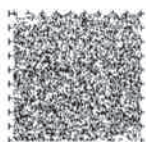
しかし、たくさんの人を集めたりお金をかけることが必要だったり、すぐ行動することが難しかったりする時があります。そのような時には、どうすれば良いかを障がい者といっしょに話しあって、障がい者にわかってもらえる方法を考える必要があります。

合理的な配慮（みんなが暮らしやすくなる工夫）について、障がい者が生活している14の場面でそれぞれに障がい者が困ることや工夫を紹介しています。

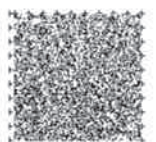
障がいがあるため、講演会の座席を前の方にしてもらうように頼んだが、理由の説明もなく断られた



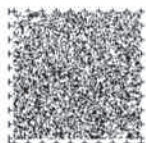
手続きの際、筆談を頼んだが一方向的に断られた



(1) じょうほう し 情報を知 るとき	しょう しゃ おな じょうほう し しょう つた とき 障がい者が同じ情報を知るためには、障がいにあわせた伝える時 れい め み ひと みみ き おんせいばん ゆび (例) 目が見えない人のためには、耳で聞く音声版や指でさわっ て読む点字版を用意する。耳が聞こえない人には、文字が ひょうじ がめん せっち しゅわ つか 表示される画面を設置したり、手話を使う。
(2) で 出かける とき	ひと い しゃくしょ がっこう びょういん つか たてもの たくさんの方が行く市役所や学校、病院などみんなが使う建物、 でんしゃ の とき 電車やバス、タクシーに乗る時 れい くるま かた りよう うけつけ (例) 車いすの方が利用するために、スロープをつけたり受付 だい くるま たか 台を車いすにあわせた高さにする。
(3) みせ お店に いくとき	しょうひん う きゃく とき 商品を買ったり、レストランなどお客さまへのサービスをする時 れい みみ ふじゅう ひと もじ (例) 耳の不自由な人のために、文字でコミュニケーションを おこなう。
(4) じゅうよう て 重要な手 つづきを するとき	へ や て とき 部屋をかりたりする手つづきをする時 れい じぶん ひと ひと せつめい (例) 自分でせつめいができない人は、つきそいの人からの説明 をみとめたり手続きをすすめるためののルールをつくる。
(5) (6) しごと 仕事を するとき	しょう しゃ しゃいん とき しごと き とき 障がい者を社員にする時や仕事のないうを決める時 れい しょう しゃ かた くふう (例) 障がい者にあわせたはたらき方を工夫する。 はたらくための そうだん て とき はたらくための相談や手つづきをおこなう時 れい めん とき ひと (例) 面せつの時に、つきそいの人がいっしょにいることをみと める。
(7) びょういん 病院に 行くとき	いしゃ う とき お医者さんにかかったり、ちりょうを受ける時 れい みみ ふじゅう ひと もじ つか せつめい (例) 耳の不自由な人のために文字を使って説明する。



(8) しょうしゃ 障がい者 のサービ スを受け るとき	つうしょ 通所サービスなどをていきょうする時 とき (例) しょう 障がいにあわせてきゅうけい時間をとるなど、くふう 工夫をする。
(9) (10) ほいくえん 保育園や がっこう 学校に行 くとき	きょういく ほいく う とき 教育や保育を受ける時 とき (例) しょう 障がいのある子どもが、じゅぎょう 授業を受けやすくするための せき 席をよういする。
(11) おお 大きな さいがい 災害の とき	じしん 地震などのくんれんや、じこ 事故や災害がおきた時 とき (例) しょう 電車やバスが事故でとまったりおくれたりした時に、わ かりやすいいていねいなアナウンスのほか 他にも、もじ 文字でもわ かるようにする。
(12) スポーツ やイベン トに参加 するとき	ぶんか 文化、スポーツまたはげい 芸じゅつなどのたの 楽しい活動にかつどう 参加する時 とき (例) れい 目や耳がめ 不自由な障がい者がみみ 一人で参加する時、ふじゅう スタッフがあんないする。しょう スタッフがあんないする。
(13) せんきよ い に行く とき	しょう 障がい者がせんきよのとうひょう 投票に行った時 とき (例) れい 自分で書くことができない人には、ひと 係の人がかかり 本人の意 思をかくにんしてか 代わりにきにゅう 記入する。
(14) そのほか のとき	まえ 前に書いてあるもの以外に、いがい 障がい者がしょう 困っている時 とき



差別の相談と手つづきのながれ

第10条 相談等（相談を受けて市がおこなうこと）



町田市は相談をした人や差別をした人たちから話を聞いて、調べたりかいけつにおけた行動をします。

第11条 助言又はあっせんの申立て（差別をかいけつするために市役所に意見をもとめること）



相談でかいけつしない時、障がい者や家ぞくなどから差別を

かいけつするための意見を町田市長にもとめることができます。



第12条 事実の調査（何があったかしらべること）



町田市長は、差別をかいけつするための意見をもとめられた時は、差別があったそのできごとについてしらべることができます。

第13条 助言又はあっせん（差別をかいけつするために市役所から意見を言うこと）



町田市長は、[※]「町田市障がい者差別解消調整委員会」に差別をかいけつするための方法を聞いて、差別をした会社やお店に伝えます。



第14条 勧告及び公表（注意したり、差別をしたことをみんなにしらせること）



町田市長は、差別をした会社やお店に差別をしないように注意します。注意をきかない時は、差別をしたことをみんなにしらせることができます。

第15条 町田市障がい者差別解消調整委員会

差別をかいけつするための方法などを話しあう場です。

第16条 委任

このほかに必要なことは町田市長が決めます。



はっこうねんげつ
発行年月

ねん がつ
2024年4月

はっこう
発行

まちだし ち いきふくし ぶしょう ふくしか
町田市地域福祉部 障がい福祉課

まちだし もりの
町田市森野2-2-22

でんわ
電話 : 042-724-2147

ふあつくす
FAX : 050-3101-1653

いんさつ
印刷

はっしょういんさつかふしきがいは
八昭印刷株式会社

